

キャリアアップ助成金 賞与・退職金制度導入コース

令和5年
4月1日
制度改正!!

有期雇用労働者等を対象に賞与・退職金制度を導入し、支給または積立てを実施した場合に助成されます。



助成額

	賞与又は退職金制度を導入	賞与及び退職金制度を導入
中小企業	40万円	56.8万円
大企業	30万円	42.6万円



二つの制度を同時に導入した場合
加算の対象となります。

- ☑ 1事業所当たり1回のみ
- ☑ 過去に「旧諸手当制度共通化コース」及び「旧諸手当制度等共通化コース」を受給している場合は、本制度を利用できないことがあります。
- ☑ 非正規雇用労働者に対する制度新設のみで助成可
(正規雇用労働者がいなくても申請が可能)
- ☑ 退職金制度は社内退職金制度以外に、中退共や企業年金でも可能

対象要件

すべての有期雇用労働者等に対し、賞与、もしくは退職金、又はその両方を新たに設けること

賞与	6カ月分相当として、50,000円以上支給	
退職金	1ヶ月分3,000円以上を6ヶ月分積立 6ヶ月分相当として18,000円以上積立	選択